

## 第六十三号

## 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例及び徳島県駐車場事業管理条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例及び徳島県駐車場事業管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例及び徳島県駐車場事業管理条例の一部を改正する条例

(徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正)

**第一条** 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例(昭和四十二年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(徳島県駐車場事業管理条例の一部改正)

**第二条** 徳島県駐車場事業管理条例(昭和四十八年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同条第四項中「八百円」を「八百二十円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水で、同日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

**提案理由**

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。